

部活動の基本方針

奈良育英中学校・高等学校

1 部活動の意義（基本方針）

本校の部活動は、学校教育の一環として、スポーツ・文化等に関心を持つ生徒が、教職員等の指導のもと、自主的・自発的に活動するものであり、より高い技能や記録に挑戦する中で、スポーツや文化の楽しさや喜びを感じ、学校生活及び将来に豊かさをもたらす意義を含んでいる。

また、部活動での成果を授業等で活かし、他の生徒にも広めていくことができると考えている。

更に、運動部活動は、体育の授業はもとより、スポーツに生涯親しむ姿勢や態度を育てる効果を有しており、生徒の体力向上や健康の増進を図るものである。その上、生徒の自主性・責任感・協調性・連帯感を育成するとともに、仲間や部活動顧問との「ふれあいの場」としても大きな意義を含んでいる。

このように、本校の部活動は、スポーツ活動と文化活動により人間形成を支援するものであり、生徒や保護者の協力と理解をより高め、学校全体の一体感を作り出すものである。

2 指導・運営体制の構築

- ① 校長は、運動部顧問に対し、指導内容の充実と生徒の安全確保の観点から円滑に運動部活動が実施出来るよう、適正な数の運動部を設置する。また、管理職は、部活動視察を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- ② 校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないように考慮して、参加大会等を精査する。また、主顧問と副顧問は相談しながら協力して指導にあたる。
- ③ 校長は、部活動顧問と相談の上、外部コーチ等を招聘することができる。
- ④ 部活動における保護者の理解と協力は、運営上欠かすことのできない大切なことである。
部活動顧問は、担当する部活動指導の基本方針を明確にし、丁寧に保護者へ伝えることとする。また、その部活動の基本方針、運営、指導内容等は、定期的に点検を行い、三者（生徒・保護者・世間）が納得できるものとする。
- ⑤ 部活動顧問は、本活動方針にのっとり、年間の活動計画（活動日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するものとする。
- ⑥ 各部活動顧問は、年間活動計画を年度当初に、毎月の活動計画はその前の月に、生徒・保護者に公表するものとする。

3 適切な休養日等の設定

- ① 高校生は、学期中、原則 1 週間につき 1 日以上 of 休養日を設けて指導する。
平日の指導は、概ね 3 時間程度とする。学校休業日は、概ね 4 時間程度とする。
中学生は、学期中、原則 1 週間につき 2 日以上 of 休養日を設けて指導する。

(基本、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上)

平日の指導は、概ね2時間程度とする。学校休業日は、概ね3時間程度とする。

- ② 長期休暇中の休養日は、学期中に準じた形で設ける。
- ③ 朝練習を行う場合は、生徒の登校に無理が生じない範囲内で実施する。
- ④ 定期考査1週間前(土日を含む)は、原則部活動は行わない。大会等がテスト中、テスト直後に控えている場合は、事前に校長の許可を得て実施する。その際、内容を短縮し、生徒の学習に影響がないように努める。
- ⑤ 遠征(泊を伴う練習試合や出張大会参加)及び合宿については、年度当初に管理職へ提出する年間計画(活動日、参加大会予定日程等)の中でしっかり計画したもので、大会や宿泊等の申込み以前に「練習試合(泊を伴う)・合宿許可願」を提出して校長の許可を得る。時期や頻度、泊数、内容については、生徒の心身の健康や学習への影響、保護者の経済的負担等を十分に考慮して無理のない範囲内で行う。

4 部費・遠征費等の精算

- ① 各部が部費を徴収する場合は、必要最低限とする。徴収金額については保護者の理解を得た上で決定する。
- ② 部費を徴収する場合は、帳簿を作成し、会計管理は必ず複数の顧問が行う。年度末に会計報告を必ず実施する。その際、会計監査は保護者代表または事務長が行う。
- ③ 部費を徴収している部は、会計報告書を年度末に学校へ提出し、監査を受ける。

5 体罰の根絶と安全管理

- ① 部活動運営にあたり、「体罰及び暴言、パワハラ、セクハラ等の不適切な行為は、重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰・暴言の根絶に向けた取り組みを推進する。
- ② 部活動運営に当たり、生徒の体調管理には十分注意し、体調不良予防に努める。熱中症予防のための研修を1学期中に行い、その取り組みを推進する。また、給水タイムを設け、事故発生を食い止める取り組みを推進する。
熱中症アラートが発令された場合は、速やかに日陰に入り、状況を確認して休憩を入れるよう心掛ける。
- ③ 定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、不具合があれば使用停止・補修等の措置を速やかにとる。
- ④ 部活動顧問は、部活動の前後だけではなく、常に生徒の様子(心身とも)を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人に応じた適切な指導を心掛ける。
- ⑤ 生徒の活動に於いて、個人を差別する行為・ペナルティーを与えるような指導は絶対に行わない。

6 その他

外部指導者については、専門的な指導が可能な人物を招聘し、年度当初に外部指導者願を校長に提出し、承認を得る。また、指導内容については、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、顧問と協力しながら、三者（生徒・保護者・世間）が納得しうる指導を行うものとする。

運動部・文化部については、令和4年12月にスポーツ庁・文化庁により策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本方針に準じた取り扱いを推進する。